



2026 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 : サ ッ ド ラ ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 C E O 富 山 浩 樹
(コード番号 3544 東証スタンダード・札証)
問 合 せ 先 : 取 締 役 C F O 小 西 憲 明
(TEL. 011-788-5166)

当社子会社による当社親会社からの資金の借入れ及び取引先金融機関への借入金の返済に関するお知らせ

当社の子会社である株式会社サッポロドラッグストア（以下「SDS」といいます。）は、本日付の同社取締役会決議において、2026 年 8 月 10 日付で当社の親会社となることが予定されているテラ株式会社（以下「テラ」といいます。）との間で、同日付で極度方式金銭消費貸借基本契約（以下「本金銭消費貸借基本契約」といいます。）を締結し、本金銭消費貸借基本契約に基づく借入れ（以下「本借入れ」といいます。）を実行すること及び SDS が取引先金融機関からの借入金（以下「本既存借入れ」といいます。）を全て返済することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本借入れの理由

本借入れは、2026 年 6 月 19 日付で公表した「MBO の実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（その後の変更を含みます。）に記載した、テラによる当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む、当社株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として行うものです。具体的には、テラが本取引に関する必要資金を株式会社あおぞら銀行（以下「あおぞら銀行」という。）から借入れ（以下「本 LBO ローン」といいます。）を行うための条件の一つとして SDS が本既存借入れを全て返済することが含まれているところ、本借入れによって調達する金銭の一部を本既存借入れの返済に使用されることが予定されています。

2. 本金銭消費貸借基本契約及び本借入れの概要

借入人	SDS
借入先	テラ
借入枠（貸付極度額）	15,000,000,000 円
本借入れに係る借入総額	13,286,461,000 円
本借入れの実行予定日	2026 年 8 月 10 日、同月 17 日、同月 24 日
本借入れに係る弁済日	元本 2033 年 8 月 7 日 利息 初回を 2026 年 8 月末日とし、以降毎年 4 月末日、10 月末日とし、最終の利払日は元本弁済日とする。
本借入れに係る適用利率	日本円 TIBOR+スプレッド
利用可能期間	2026 年 8 月 10 日から 2033 年 8 月末日（但し、当該日が営業日でない場合は前営業日とする。）まで
資金使途	既存借入金弁済、運転資金等

3. 支配株主との取引等に関する事項

本公開買付けが成立し、テラが本公開買付けの決済開始日である 2026 年 8 月 10 日をもって当社株式 7,290,251 株を取得することが見込まれるため、テラが同日に当社の親会社となり、本借入れは当社の支配株主と当社の子会社との間の取引等に該当することとなります。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針との適合

当社は、2025 年 8 月 7 日に公表したコーポレート・ガバナンスに関する報告書において、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針を定めておりませんが、下記「(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項」のとおり、本借入れに係る適用利率については、テラから独立した第三者金融機関であるあおぞら銀行とテラとの間の交渉によって決定された本 LBO ローン の条件における適用利率と同一であり、本借入れの条件の決定においてはテラによる恣意性の余地が限定されていることや、本借入れに関する利益相反を回避する措置が取られていること、その他下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」のとおり種々の措置が講じられていることを踏まえ、少数株主の保護に関する配慮が十分になされていると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

SDS は、上記「(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護に関する指針との適合」に記載のとおり、本借入れに係る適用利率については、テラから独立した第三者金融機関であるあおぞら銀行とテラとの間の交渉によって決定された本 LBO ローン の条件における適用利率と同一であり、本借入れの条件の決定においてはテラによる恣意性の余地が限定されていることを確認し、また、下記「(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要」のとおり、支配株主からの独立性を有する者の意見に基づき、本借入れの決定を行うなどして、本借入れに係る決定につき公正性を担保するための措置をとっています。

また、本借入れは本取引の一環として行うものであるところ、当社及び SDS の取締役のうち、富山浩樹氏は、本取引の提案者であり、本取引後も同氏が株主であり、代表取締役を務める同氏の資産管理会社である株式会社トミーコーポレーションを通じて引き続き当社及び SDS に対して直接的に又は間接的に株式を有することから、本借入れに関する利益相反を回避するため、本借入れに係る取締役会議その他の審議及び検討プロセスには一切関与していません。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主からの独立性を有する者から入手した意見の概要

当社は、当社、SDS 及びテラから独立した当社の社外取締役であり、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人札幌証券取引所に独立役員として届け出ている取締役 3 名（保田隆明氏、河野宏子氏、成田眞弘氏）より、大要、①本取引が当社及び当社の子会社の企業価値の向上に資すると考えられるものであるところ、本借入れは本取引の実施に必要なものであることを踏まえると、本借入れの必要性は認められ、かつ、当社及び当社子会社の企業価値の向上に資するものであること、及び、本借入れは、運転資金の調達も目的としていることから、SDS の財務の健全性及び成長投資の継続性の確保に資するものであって、当社及び当社の子会社の企業価値の向上に資するものであることから、本借入れの目的は合理性があるといえること、②本借入れの適用利率は、テラから独立した第三者であるあおぞら銀行とテラとの間の交渉によって決定された本 LBO ローン の条件における適用利率と同一であって、独立した第三者である金融機関とテラとの間の交渉によって決定された本 LBO ローン の条件と同一であれば、テラによって恣意的に決められたものではないことから本借入れに係る条件には妥当性が認められるといえること、③本借入れに係る意思決定手続においては、利益相反のおそれがある富山浩樹氏が当社及び SDS における審議及び検討プロセスに一切関与しておらず、また、本借入れに係る当社及び SDS の取締役会における審議及び決議には関与しない予定であって、本借入れに係る意思決定過程における恣意性を排除するための適正かつ合理的な措置が講じられていること等を総合的に考慮し、本借

入りを決定することは当社の少数株主にとって不利益なものでないとの意見を 2026 年 8 月 7 日に取得しております。

4. 本既存借入れの返済の概要

上記「1. 本借入れの理由」のとおり、S D S は、国内金融機関を貸付人とする以下の借入れについて、本借入れによって調達する金銭の一部を原資として返済いたします。

① 借入先	国内金融機関 15 社
② 返済総額	13,286 百万円
③ 返済日	2026 年 8 月 10 日以降随時

5. 今後の見通し

本借入れ及び本既存借入れの返済による当社の当期（2027 年 5 月期）の業績に与える影響は軽微であります。

以 上